

株式会社北海道銀行の個別業績の概要

平成23年11月14日

代表者 取締役頭取 堰八 義博
 問合せ先責任者 経営企画部長 浦田 祥範 TEL (011) 233-1005
 半期報告書提出予定日 平成23年11月24日

(百万円未満切捨て)

平成24年3月期第2四半期(中間期)の個別業績(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

(1) 個別経営成績

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
24年3月期中間期	43,289	△3.4	5,476	△18.2	2,905	△26.9
23年3月期中間期	44,827	△4.5	6,697	53.2	3,974	4.0

	1株当たり中間純利益	
	円	銭
24年3月期中間期	4	31
23年3月期中間期	6	51

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	%
24年3月期中間期	4,569,639	155,592	3.4	10.57
23年3月期	4,448,519	153,542	3.5	10.59

(参考) 自己資本 24年3月期中間期 155,592百万円 23年3月期 153,542百万円

(注1) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

【中間財務諸表】
①【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	156,060	108,736
コールローン	62,494	84,599
商品有価証券	2,336	2,471
金銭の信託	3,994	3,946
有価証券	※1, ※7, ※12 1,097,665	※1, ※7, ※12 1,180,114
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,988,825	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,030,462
外国為替	※6 7,085	※6 7,711
その他資産	※7 70,730	※7 85,267
有形固定資産	※9 32,054	※9 32,041
無形固定資産	1,842	8,868
繰延税金資産	21,896	22,856
支払承諾見返	27,581	29,452
貸倒引当金	△24,047	△26,888
資産の部合計	4,448,519	4,569,639
負債の部		
預金	※7 4,043,809	※7 4,066,196
譲渡性預金	40,117	52,011
借入金	※7, ※10 100,100	※7, ※10 149,770
外国為替	53	47
社債	※11 15,000	※11 15,000
その他負債	59,575	92,169
未払法人税等	1,059	3,445
リース債務	1,003	1,417
資産除去債務	62	63
その他の負債	57,450	87,243
退職給付引当金	7,346	8,008
役員退職慰労引当金	123	146
偶発損失引当金	626	636
睡眠預金払戻損失引当金	643	608
支払承諾	27,581	29,452
負債の部合計	4,294,977	4,414,046
純資産の部		
資本金	93,524	93,524
資本剰余金	16,795	16,795
資本準備金	16,795	16,795
利益剰余金	39,079	41,178
利益準備金	4,956	5,117
その他利益剰余金	34,122	36,060
繰越利益剰余金	34,122	36,060
株主資本合計	149,398	151,497
その他有価証券評価差額金	4,144	4,094
評価・換算差額等合計	4,144	4,094
純資産の部合計	153,542	155,592
負債及び純資産の部合計	4,448,519	4,569,639

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	44,827	43,289
資金運用収益	32,176	30,868
(うち貸出金利息)	26,932	26,076
(うち有価証券利息配当金)	5,071	4,622
役務取引等収益	7,686	7,391
その他業務収益	4,151	3,958
その他経常収益	812	1,071
経常費用	38,129	37,812
資金調達費用	3,448	2,804
(うち預金利息)	2,753	2,083
役務取引等費用	3,520	3,672
その他業務費用	1,421	871
営業経費	※1 23,032	※1 24,880
その他経常費用	※2 6,707	※2 5,583
経常利益	6,697	5,476
特別利益	9	—
特別損失	118	35
税引前中間純利益	6,588	5,441
法人税、住民税及び事業税	2,552	3,334
法人税等調整額	61	△797
法人税等合計	2,613	2,536
中間純利益	3,974	2,905

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	93,524	93,524
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	93,524	93,524
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	16,795	16,795
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	16,795	16,795
資本剰余金合計		
当期首残高	16,795	16,795
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	16,795	16,795
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	4,342	4,956
当中間期変動額		
剰余金の配当	161	161
当中間期変動額合計	161	161
当中間期末残高	4,503	5,117
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	30,040	34,122
当中間期変動額		
剰余金の配当	△966	△966
中間純利益	3,974	2,905
当中間期変動額合計	3,008	1,938
当中間期末残高	33,048	36,060
利益剰余金合計		
当期首残高	34,383	39,079
当中間期変動額		
剰余金の配当	△805	△805
中間純利益	3,974	2,905
当中間期変動額合計	3,169	2,099
当中間期末残高	37,552	41,178
株主資本合計		
当期首残高	144,702	149,398
当中間期変動額		
剰余金の配当	△805	△805
中間純利益	3,974	2,905
当中間期変動額合計	3,169	2,099
当中間期末残高	147,871	151,497

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6,041	4,144
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,779	△49
当中間期変動額合計	3,779	△49
当中間期末残高	9,821	4,094
評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,041	4,144
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,779	△49
当中間期変動額合計	3,779	△49
当中間期末残高	9,821	4,094
純資産合計		
当期首残高	150,744	153,542
当中間期変動額		
剰余金の配当	△805	△805
中間純利益	3,974	2,905
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,779	△49
当中間期変動額合計	6,949	2,050
当中間期末残高	157,693	155,592

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：6年～50年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,574百万円（前事業年度末は37,617百万円）であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,373百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,771百万円、延滞債権額は52,357百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は439百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,092百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,660百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,189百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 210,057百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,456百万円 借入金 51,100百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券126,016百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は6百万円、保証金は2,473百万円あります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,290百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,704百万円、延滞債権額は51,734百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は57百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,583百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,080百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,859百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 183,920百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,430百万円 借入金 100,770百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,926百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4百万円、保証金は2,477百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、961,985百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが954,460百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 36,126百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。</p> <p>※11. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は38,326百万円であります。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、948,613百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが945,803百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 37,040百万円</p> <p>※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。</p> <p>※11. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は39,479百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,130百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>731百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,171百万円、株式等償却786百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,130百万円	無形固定資産	731百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,188百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>988百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,527百万円、株式等償却376百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,188百万円	無形固定資産	988百万円
有形固定資産	1,130百万円								
無形固定資産	731百万円								
有形固定資産	1,188百万円								
無形固定資産	988百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当ありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、ATM、電子計算機及び車両であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、ATM、電子計算機及び車両であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	3,006	2,480	—	525
合計	3,006	2,480	—	525

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	2,555	2,271	—	284
合計	2,555	2,271	—	284

(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	416	267
1年超	108	16
合計	525	284

(注)未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	262	241
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	262	241
減損損失	—	—

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	211	211
1年超	105	—
合計	317	211

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,434百万円、関連会社株式一百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式2,434百万円、関連会社株式一百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	6.51	4.31
(算定上の基礎)			
中間純利益金額	百万円	3,974	2,905
普通株主に帰属しない金額	百万円	805	805
うち中間優先配当額	百万円	805	805
普通株式に係る中間純利益金額	百万円	3,169	2,099
普通株式の期中平均株式数	千株	486,634	486,634

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。